

種 苗 法	判決年月日	平成31年3月6日	知財高裁第3部
	事件番号	平成30年(ネ)第10053号 同年(ネ)第10072号	

○ しいたけの育成者権に基づく損害賠償等の請求について、収穫物の生産、譲渡等に対する権利行使が認められるのは、種苗の段階で権利を行使する適当な機会がなかった場合に限られるとして、その権利行使の一部が制限された事例。

(事件類型) 育成者権侵害差止等 (結論) 原判決一部変更, 附帯控訴棄却

(関連条文) 種苗法2条5項2号

(関連する権利番号等) 品種登録第7219号

判 決 要 旨

- 1 本件は、種苗法に基づき品種登録されたしいたけの育成者権（本件育成者権）を有する被控訴人が、控訴人は、遅くとも平成23年8月頃以降、しいたけの種苗及びその収穫物を生産、譲渡等しているところ、これらの行為は本件育成者権を侵害するものであると主張して、控訴人に対し、①法33条1項に基づく前記種苗及びその収穫物の生産、譲渡等の差止め、②同条2項に基づく前記種苗等の廃棄、③法44条に基づく謝罪広告の新聞掲載、④共同不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。
- 2 原判決（東京地方裁判所平成26年(ワ)第27733号・平成30年6月8日判決）は、被控訴人から侵害警告を受けた後の控訴人の行為（収穫物の譲渡）につき不法行為（本件育成者権の侵害）の成立を認めて、損害賠償請求の一部と差止・廃棄請求の一部を認容した。
これに対し、控訴人は自己の敗訴部分を不服として控訴し、被控訴人は損害賠償額（認容額）の増額と棄却された謝罪広告の掲載命令を求めて附帯控訴した。
- 3 当審では、主として種苗法2条5項2号に基づく収穫物に対する権利行使の可否が争われた。原判決は収穫物に対する権利行使を全面的に認めていたが、本判決は要旨次のとおり判示して権利行使が認められる範囲を一部制限した。また、本判決は、これに基づいて損害賠償額を原判決の認容額よりも減額し、差止・廃棄請求及び謝罪広告掲載請求についてはいずれも棄却すべきものと判断した。
(1) 種苗法は、育成者権者は品種登録を受けている品種（登録品種）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する（法20条1項）と規定した上で、その「利用」に関しては、「その品種の種苗」を生産、譲渡等する行為をいうものとし（法2条5項1号）, 「その品種の種苗を用いることにより得られる収穫物」（同項2号）や「その品種の加工品」（同項3号）については、育成者権者等が種苗の生産者等の行為（加工品の利用にあっては、収穫物の生産者等の行為を含む。）について「権利を行使する適当な機会がなかった場合」に限りその育成者権を及ぼすことができるとして、権利の段階的行使の原則を定めている（同項

2号かっこ書、同項3号かっこ書)。そして、この場合における「権利を行使する適当な機会」とは、種苗法の規定の基となった植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)14条の規定をも参酌すれば、育成者権者等が、第三者によって登録品種の種苗や収穫物が利用(無断増殖等)されている事実を知っており、かつ、当該第三者に対し、許諾契約を締結することなどによって育成者権を行使することが法的に可能であることをいうものと解される。

しかるところ、被告各しいたけに関して控訴人が行った行為は、収穫物である被告各しいたけの販売(譲渡)にすぎないのであるから、かかる控訴人の行為に対して被控訴人が本件育成者権を及ぼすことが可能かどうかは、まず、被告各しいたけの種苗における行為に関して被控訴人が本件育成者権を行使する適当な機会があったかどうかによる。

(2) この点、被告各しいたけに係る客観的な取引経過は、次のとおりであった。

ア 中国の業者が中国国内で本件育成者権の権利範囲に属する種苗(菌床)を生産した。

イ アの種苗(菌床)を日本の仲介業者が日本国内に輸入して控訴人の前者に販売(譲渡)した。

ウ 控訴人の前者がその種苗(菌床)を用いて収穫物である被告各しいたけを生産(栽培)した。

エ ウの被告各しいたけを控訴人が買い受けて(他の仕入品と共にパック詰めして)各小売店に販売(譲渡)した。

しかるところ、法2条5項1号における「輸入」とは、外国にある種苗を国内に搬入する行為をいうものと解されるから、前記イの仲介業者の行為のうち、前記アの種苗を日本国内に輸入した行為は、正に同号における「輸入」に該当するものと認められ、また、同種苗を控訴人の前者に販売(譲渡)した行為は、同号における「譲渡」に該当する。

(3) そこで、被控訴人に本件育成者権を行使する適当な機会があったかどうかについて検討するに、被控訴人が平成24年5月14日付け内容証明郵便(本件通知書)によって、本件品種と対峙培養試験を行った結果、被告各しいたけが本件育成者権を侵害している可能性が高い旨を通知したのに対し、控訴人は、同年6月4日到達の書面(本件回答書)によって、①被告各しいたけは、いずれも控訴人の前者から仕入れているものであること、②控訴人の前者が控訴人に納入するしいたけには、国内の生産者から仕入れているものと、控訴人の前者自身が入手した菌床を基に生産しているものとがあること、③後者の生産に関しては、控訴人の前者は商社である前記仲介業者を通じて中国の菌床生産者から購入した菌床により、しいたけの生産を行っていること等を回答しており、これによれば、本件回答書には、中国の菌床の購入先や種菌の購入先の名称及び住所のみならず、前記仲介業者の名称や住所(本店所在地)についても

明記されていたことが認められる。

そうとすれば、被控訴人は、本件通知書を発出した時点で既に対峙培養試験を行って被告各しいたけが本件育成者権を侵害している可能性が高いとの客観的な証拠を得ており、なおかつ、本件回答書によって、種苗である菌床を国内の輸入業者（前記仲介業者）が輸入して販売しているとの事実及びその輸入業者を具体的に特定するに足る情報を得たのであるから、これにより、本件品種の種苗が第三者（前記仲介業者）によって利用（無断増殖等）されている事実を知ったといえ、また、少なくとも本件回答書の到達以降に国内で販売（譲渡）される輸入菌床については、かかる第三者（前記仲介業者）との間で許諾契約を締結することなどによって本件育成者権を行使することが法的に可能となったとみるのが相当である。

- (4) 以上によれば、被控訴人は、少なくとも本件回答書を得た平成24年6月4日以降に前記仲介業者を通じて国内で販売（譲渡）されるしいたけの菌床については、種苗の段階で（前記仲介業者に対して）権利を行使する適当な機会がなかったとはいえないから、被控訴人は、控訴人による被告各しいたけの販売のうち、同日以降に国内で販売（譲渡）されたしいたけの菌床によって得られた収穫物であるしいたけの販売については、法2条5項2号により権利行使できないことになる。

そして、本件品種につき、生産者にしいたけの菌床が届いてから培養・発生を終了して菌床を廃棄するまでの日数（生産者栽培期間）が230日（培養80日、発生150日）とされているところ、本件品種と特性により明確に区別されない品種である被告各しいたけについても同様に考えることができるといえるから、遅くとも、平成24年6月4日から230日余を経過した平成25年2月以降に販売される被告各しいたけ（収穫物）については、全て平成24年6月4日以降に国内で販売（譲渡）された菌床（権利行使可能な種苗）によって得られたものと合理的に推認することができる。また、平成24年6月4日から、菌床の培養期間（80日）が経過した後である、遅くとも平成24年9月以降は、平成24年6月4日以降に購入された菌床からのしいたけも収穫されることになる。したがって、平成24年9月以降に販売された被告各しいたけには、平成24年6月3日以前に購入された菌床からのしいたけと、同月4日以降に購入された菌床からのしいたけが含まれるものであり、両者の割合は各2分の1と推認するのが相当である。

したがって、平成24年9月から平成25年1月までの被告各しいたけの販売のうちその半量分と、平成25年2月以降に行われた被告各しいたけの販売は、法2条5項2号かっこ書の要件を満たさないものとして、同号本文の利用行為に該当せず、被控訴人は控訴人に対し権利行使できないと認めるのが相当である。

以上